

微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起について

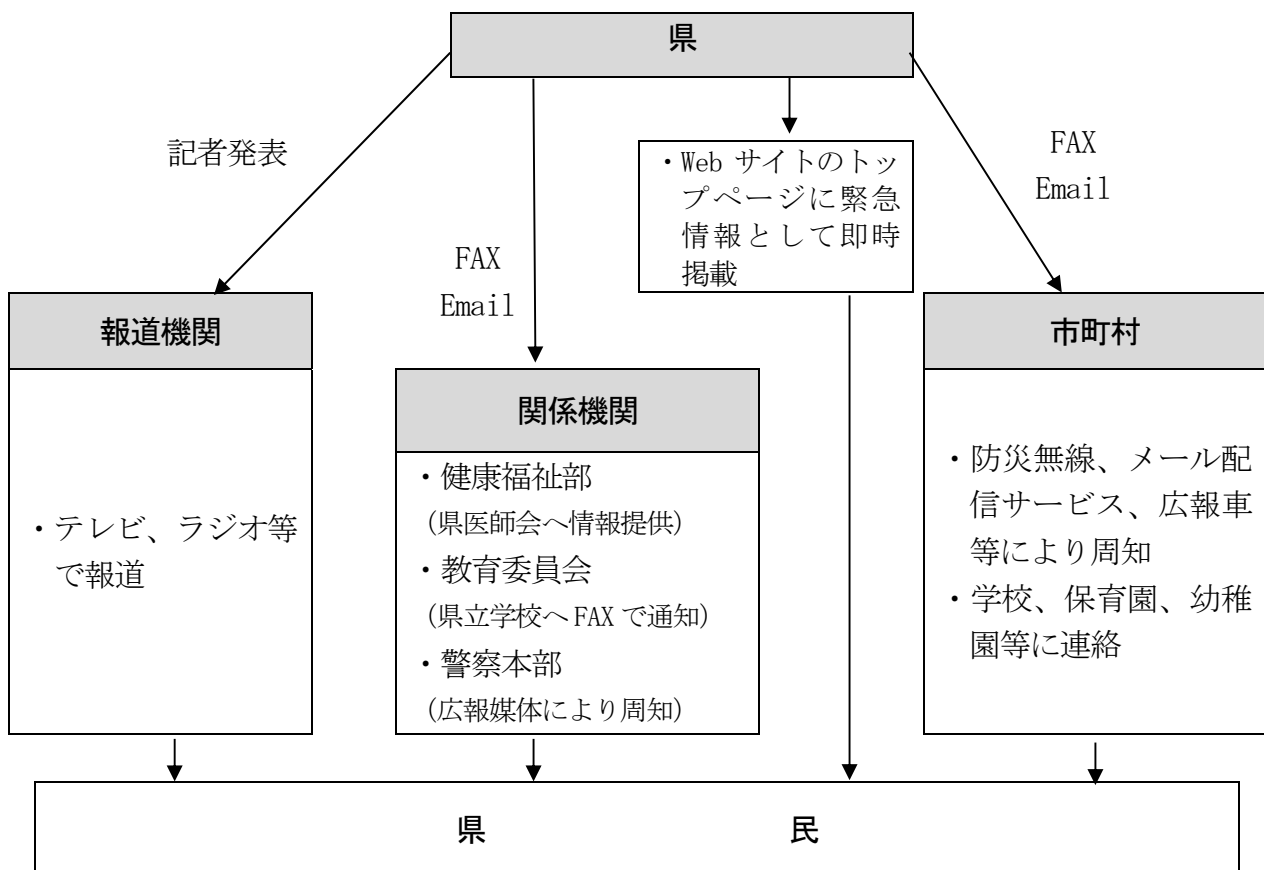
国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」を踏まえ、平成 25 年 3 月 9 日から PM2.5 の高濃度時における注意喚起情報の発令体制を整備した。

1 注意喚起の内容

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控える。
- ・ 窓を閉め、外気が屋内にできるだけ侵入しないようにする。
- ・ 呼吸器系や循環器系に疾患のある人、小さな子供や高齢者は、体調に応じてより慎重に行動する。など

2 注意喚起情報の伝達方法

- ・ 速やかに記者発表を行うとともに、県の Web サイトに注意喚起情報を発令した旨を掲載する。
- ・ 関係機関、市町村等へ連絡し、県民への注意を促す。



PM2.5 に係る注意喚起情報の伝達経路図

※ 通常時の情報提供

PM2.5 を始めとする大気汚染物質の測定値を県公式 Web サイトで公開している。
(Web サイトのトップページの PM2.5 専用バナーからリンク)